

地域管理経営計画の概要

若狭森林計画区（福井県）

1 森林計画区の概況

国有林野面積は7,421haであり、大部分が滋賀県及び京都府との境に分散しているほか、若狭湾沿岸部にも小規模な団地が点在しています。



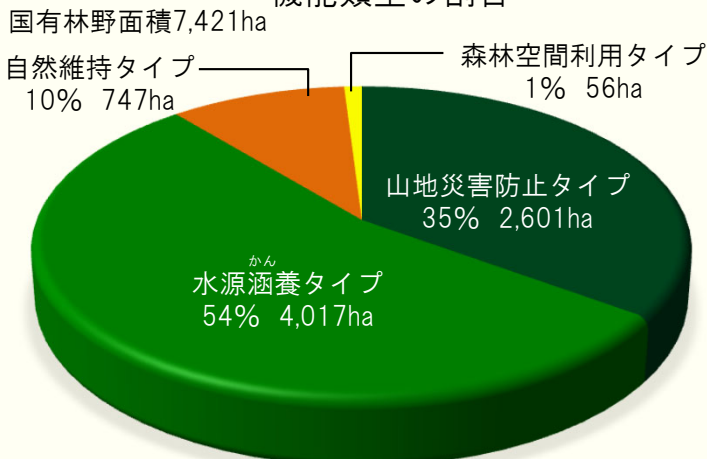
森林計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は7%、森林面積に占める割合は8%となっています。このうち73%を天然林が占めており、特に野坂山地の稜線一帯は植生自然度が高い森林が残されており、該当する国有林の一部には保護林を設定し、貴重な森林の保護・保全を図っています。

このほか、若狭湾沿岸部の国有林野は、日本三大松原の一つ「気比の松原」など、本計画区を代表する景勝地やその周辺に位置しており、「若狭湾国定公園」等の自然公園に指定されているものもあり、保健休養の場として広く利用されています。

森林計画区内における森林面積の割合

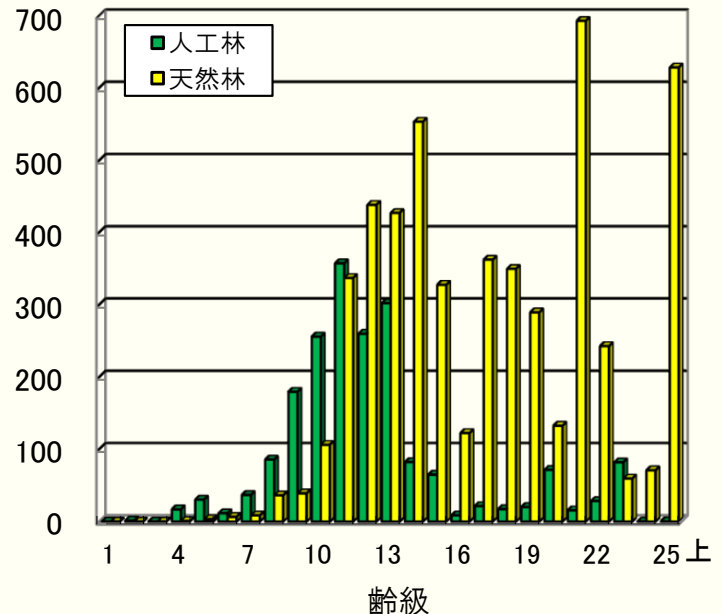


機能類型の割合



面積(ha)

齢級別面積



注1 各データは令和4年現在。

注2 四捨五入等により内訳と合計が合わない場合がある。

注3 齢級とは、5年をひとくりにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

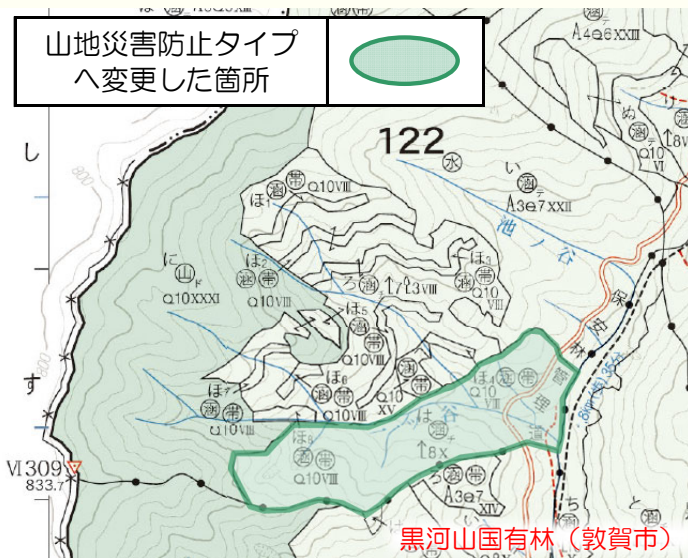
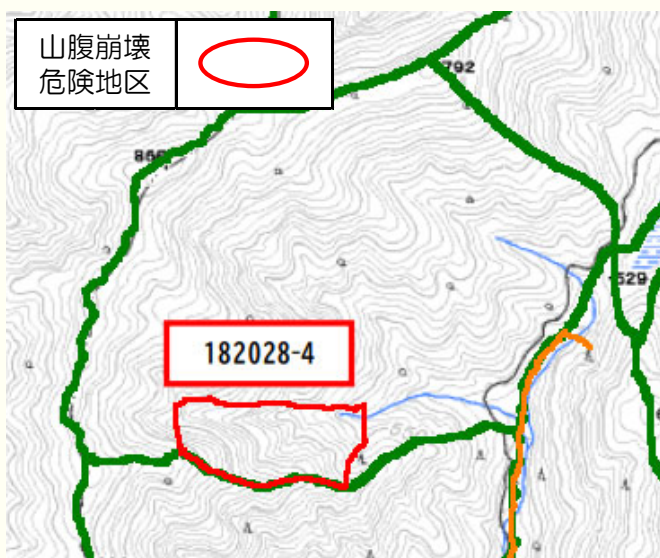
2 計画策定にあたってのポイント

(1) 災害に強い国土基盤の形成に向けての機能類型の変更

気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえ、事前防災・減災の考え方に立ち、計画区内の山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区20か所のうち、1か所12.90haを「水源涵養タイプ」から「山地災害防止タイプ」へ機能類型を変更しました。

機能類型	新計画 (ha)	現計画 (ha)	現計画比 (ha)	国有林 (市町村)
山地災害防止タイプ	2,600.70	2,587.80	+12.90	黒河山 (敦賀市)

【山地災害防止タイプへ変更した代表的な国有林】



(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定

山地災害の発生により人命・施設への被害のおそれがあると認められ、かつ、急傾斜地にある又は地形等から森林作業道等の作設が不適切であることが明らかな森林については、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林」として計画区内で37.58haを指定し、搬出の方法は原則として架線集材によることとします。

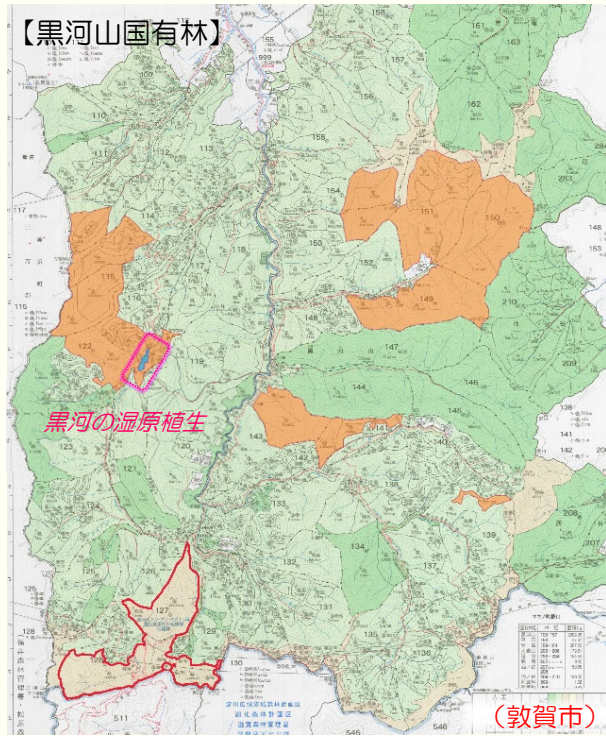
【森林の土地の保全のため搬出方法を特定する必要がある森林として指定した代表的な国有林】



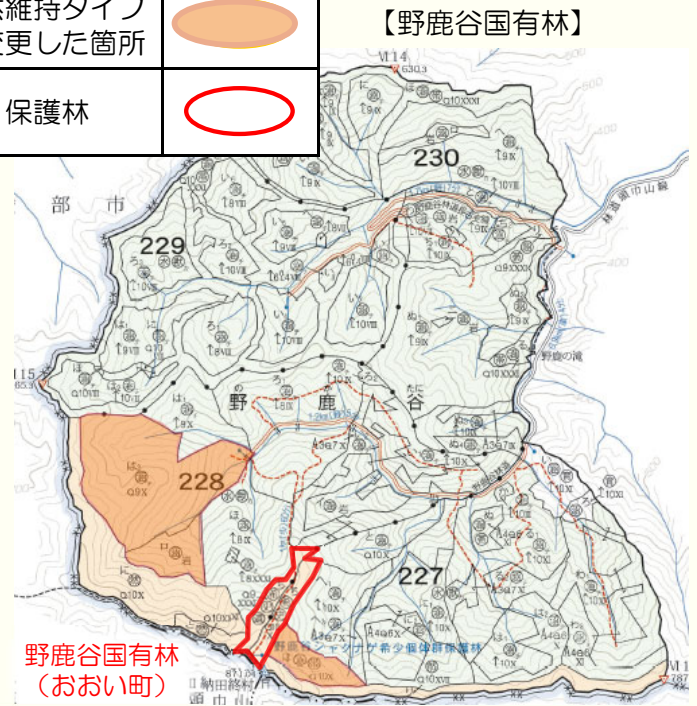
(3) 地域を代表する自然環境を形成する国有林野等の機能類型の変更

若丹山地及び野坂山地の尾根から中腹に位置する、自然度の高い植生を有する国有林及び黒河の湿原植生周辺について、機能類型を「水源涵養タイプ」から「自然維持タイプ」に変更し、保護林や周辺の自然維持タイプの国有林と一体的に保全・管理します。

機能類型	新計画 (ha)	現計画 (ha)	現計画比 (ha)
自然維持タイプ (若狭計)	747.37	295.36	+452.01
内訳 (黒河山)	647.06	217.96	+429.10
内訳 (野鹿谷)	44.59	21.68	+ 22.91



自然維持タイプへ変更した箇所	
保護林	



3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

主要事業量 (令和5年～令和9年：5ヶ年)

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、418ha (4.1万³m) の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めます。

また、20ha (0.8万³m) の主伐を実施します。

事業区分		新計画	現計画	増減事由
伐採総量	主伐	20ha (7,941m ³)	7ha (2,169m ³)	伐期を迎える分収林の増
	間伐	418ha (41,446m ³)	358ha (35,009m ³)	間伐対象林分の増
更新総量	人工造林	20.17ha	5.86ha	主伐の増加に伴う増
	天然更新	—	—	
保育総量	下刈	64.79ha	17.58ha	人工造林の増加に伴う増
	除伐	1.29ha	9.63ha	対象箇所減少に伴う減
林道事業	開設	—	1,500m	既存路線を使用して森林整備を行うため
	改良	70m	—	修繕箇所の増加に伴う増
治山事業	保全施設	10箇所	4箇所	荒廃地復旧箇所の増加に伴う増
	保安林の整備	214.29ha	48.69ha	整備対象森林の増加に基づく増

注1 主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。

注2 間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

注3 更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。

注4 除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

4 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 松くい虫等の被害対策

若狭湾沿岸部に所在する国有林野を中心に松くい虫による被害が拡大傾向にあります。防除の実施に当たっては自然環境の保全に十分留意するとともに、地元自治体等の関係者との連携により、被害のまん延防止対策の実施に努めます。

【病害虫の駆除薬剤の散布】



【病害虫の防除薬剤を樹幹注入】



(2) 保護林

本計画区では、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理する希少個体群保護林を2か所設定し、モニタリングや巡視を通じて厳格に保護・管理しています。

このうち黒河山国有林の保護林は、ブナ天然林の遺伝資源の保護を目的とし、野鹿谷国有林の保護林は、自生するシャクナゲ（天然記念物）の保護を目的としています。

【黒河山スギ・ブナ・ミズナラ等遺伝資源希少個体群保護林】



【野鹿谷シャクナゲ希少個体群保護林】



名称	面積 (ha)	特徴	国有林名 (市町村)
黒河山スギ・ブナ・ミズナラ等遺伝資源希少個体群保護林	93.05	スギ、ブナ、ミズナラ等の林木遺伝資源の保存	黒河山（敦賀市）
野鹿谷シャクナゲ希少個体群保護林	4.00	自生シャクナゲの保護	野鹿谷（おおい町）

(3) 獣害の被害対策

ツキノワグマの生息密度が高くなり、植栽木の剥皮被害が発生していることから、単木保護テープ（左写真点線部）の設置等を行い、自治体等の関係者と連携して、被害対策に取り組めます。

【ツキノワグマによる剥皮被害】



永谷国有林（おおい町）

【ツキノワグマの歯痕】



門歯の跡が垂直方向に幾筋も残るのが特徴

5 国有林野の活用に関する事項

公衆の保健のための活用の推進

「レクリエーションの森」である松原風景林（気比の松原）が、特に景観等の優れている「^{にっぽんつく}日本美しいの森お薦め国有林」に選定されています。

気比の松原は、虹の松原（佐賀県）、三保の松原（静岡県）と並び、日本三大松原の一つで、「日本の^{はくせいしょう}白砂青松100選」や「日本の名松100選」にも選ばれているだけでなく、名勝、若狭湾国立公園にも指定されています。

【クロマツとアカマツのおりなす^{はくせいしょう}“白砂青松の松原”】



松原国有林（敦賀市）

種類	名称	国有林名（市町村）	面積 (ha)
風景林	松原風景林	松原（敦賀市）	32.45
風景林	天筒山風景林	天筒山（敦賀市）	23.11